

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

氏名			年	月	日生(歳)
住所			FまたはG	数字2桁または3桁	
① 病名 (ICDコードは、右の病名と対応するF00～F99、G40のいずれかを記載)	(1) 主たる精神障害	_____	ICDコード	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	(2) 従たる精神障害	_____	ICDコード	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	(3) 身体合併症	_____	身体障害者手帳(有・無、種別	_____ 級)	
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日		年	月	日
	診断書作成医療機関の初診年月日		年	月	日
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する) *器質性精神障害(認知症を除く)の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日	(推定発病時期		年	月頃)	
	* (疾患名		、	年	月 日)
④ 現在の病状、状態像等(該当する項目を○で囲む)					
(1) 抑鬱状態					
1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 抑鬱気分 4 その他()					
(2) そう状態					
1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他()					
(3) 幻覚妄想状態					
1 幻覚 2 妄想 3 その他()					
(4) 精神運動興奮及びこん迷の状態					
1 興奮 2 こん迷 3 拒絶 4 その他()					
(5) 統合失調症等残遺状態					
1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他()					
(6) 情動及び行動の障害					
1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他()					
(7) 不安及び不穏					
1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他()					
(8) てんかん発作等(けいれんおよび意識障害)					
1 てんかん発作 (該当する場合は⑤欄に発作のタイプ、頻度、最終年月日について記入)					
2 意識障害 3 その他()					
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等					
1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤 4 その他()					
ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲すること)					
エ その他()					
※現在の精神作用物質の使用 有・無(不使用の場合、その期間 年 月 から)					
(10) 知能・記憶・学習・注意の障害					
1 知的障害(精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳(有・無、等級等)					
2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 3 その他の記憶障害 ()					
4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 ()					
5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他()					
(11) 広汎性発達障害関連症状					
1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害					
3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他()					
(12) その他()					

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等(てんかん発作については、転倒や自動症の有無と頻度等を記載)
 [検査所見：検査名、結果、時期]

てんかんの場合は、発作のタイプ及び発作の頻度について、該当するものを○で囲み、最終発作年月日を記入する。

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 () 回/年・月・週、最終発作 年 月 日
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 () 回/年・月・週、最終発作 年 月 日
- ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 () 回/年・月・週、最終発作 年 月 日
- ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 () 回/年・月・週、最終発作 年 月 日

⑥ 生活能力の状態 (アパートでの単身生活等、保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境
 入院・入所(施設名)・在宅(ア 単身・イ 家族等と同居)・その他()

2 日常生活能力の判定(該当するものを○で囲む)

(1)適切な食事摂取

自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(2)身の辺の清潔保持、規則正しい生活

自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3)金銭管理と買物

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(4)通院(要・不要)と服薬(要・不要)

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(5)他人との意思伝達・対人関係

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(6)身の辺の安全保持・危機対応

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(7)社会的手続や公共施設の利用

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

3 日常生活能力の程度

(該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む)

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
- (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
- (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
- (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等(就労している場合は、正職員かパートか、保護的就労か等、就労状況についても記載する)

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況(該当する番号を○印で囲む)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定するもの

- (1)自立訓練(生活訓練) (2)共同生活援助(グループホーム) (3)居宅介護(ホームヘルプ)
- (4)その他の障害福祉サービス()

2 訪問指導 3 精神科デイケア・ナイトケア 4 生活保護

⑨ 備考

上記のとおり、診断します。

年 月 日

医療機関の名称

医療機関所在地

電話番号

診療担当科名

医師氏名